

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	13	担当課	畜産課
法令名	肉用子牛生産安定等特別措置法	根拠条項	8 - 1	許認可等の内容	業務規定の変更の承認	
肉用子牛生産安定等特別措置法						
(昭和63.12.22 法98)						
最終改正 平成11法107						
(業務規程の変更)						
第8条 指定協会は、業務規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続きに従い、当該指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。						
2 都道府県知事は、前項の承認の申請に係る業務規程が前条第3項第2号及び第3号の要件に適合している場合でなければ、前項の承認をしてはならない。						